

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 田中 正博

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

1. 地域での安定した暮らしを支援するために

(1) グループホーム・ケアホーム利用者への家賃補助制度の実現を

障害者の地域生活移行・地域生活支援を進めるために、ケアホーム等における家賃助成制度の創設が必要です。廃案となった障害者自立支援法改正法案にも盛り込まれ、多くの人たちが期待をしている、入所施設の補足給付費相当の 25,000 円程度の家賃補助制度を早期に実現していくことが必須です。

(2) 地域生活のバックアップ拠点の整備を

グループホーム、ケアホーム、アパートでの一人暮らしで課題となる、急な体調不良やパニックへの対応、夜間・休日の緊急支援や危機介入、世話人の急用・急病時の代替えスタッフの派遣など、当事者はもとより、周辺住民からの要請にも対応できるバックアップ体制を整えることが必要です。さらに、障害の重い人が、施設・病院から地域への移行を進めたり、自宅から自立（自律）した暮らしへ移行するためにトレーニングが行えることも必要です。これらの機能を兼ね備えた拠点的なケアホームを整備し、入所施設に頼らない支援体制を確立することが求められています。

(3) 専門性の高い行動援護サービスの普及を

発達障害、行動障害など障害の重い人たちが地域で暮らし続けるために新しい支援の概念として法制化された「行動援護」サービスの継続と普及、充実強化が必要です。コミュニケーションに課題がある障害特性を理解し、彼らの行動特性に配慮した支援計画の立案と高い支援技術によって、個人の自己実現と社会参加を支援するために、適した人材の養成と研修体制の充実強化が必要です。

2. 相談支援事業の充実と自立支援協議会の法制化

相談支援事業ならびに自立支援協議会の法律上の規定を求めます。平成 15 年以降、相談支援事業が一般財源化され、市町村行政に委ねられた結果、全国で大きな地域間格差を生み出してきました

た。地域で暮らす障害のある人のニーズを顕在化し、必要なサービス体制を整えるという地域福祉の根幹をなす仕組みに格差があるということは障害のある人の人権に関わる問題だと考えます。明確に法律に位置付け給付する仕組みとする必要があります。

地域自立支援協議会は、全国の自治体で8割以上が設置するなど、障害者自立支援法が目指した地域支援の推進について高く評価できる一方で、財源が担保されない不安定さの中で委託事業者への委託費が100倍もの格差を生んでいる現状について、危惧するものです。障がい者総合福祉法においては、地域自立支援協議において社会資源を開発する等の財源を、国の応分の負担を担保していただくことが必要です。

また、拠点的相談支援センターの制度創設、ならびに、すべてのサービス利用者に個別サービス利用計画作成費を個別給付化することが求められます。

3. 障害児の支援について

障害児の支援については障害のある子どもとない子どもを分けない支援を基本にする観点から、児童福祉法に位置づけることを基本とし、一般の保育、教育の中で支援される仕組みとしていくことが必要です。また、それを可能とするための人的支援が必要であることから、障害児の保育、教育を支えるための保育士の加配や補助教員、介助員の配置、経管栄養や痰の吸引、導尿などが必要な子どものための看護師の配置に対する制度化と財源措置が必要です。

4. 日払い方式の堅持

日払い方式は、事業者が日払い方式で運営が可能な報酬単価に引き上げた上で、当事者主体の視点で堅持すべきです。日払い制度は、事業者からは批判が多くあがりますが、利用者にとって暮らしの多様性に応じて必要なサービスを選択できる方式です。また、ケアホーム等の少数定員事業所においては、報酬単価を手厚くする等の方策で地域のサービス資源が維持できる対応を検討すべきです。

5. 成年後見制度利用に要する費用の個別給付化について

判断能力に制限のある知的障害や精神障害のある人への成年後見制度による援助は権利擁護の観点から当然の権利保障と考えます。しかし、現状では障害基礎年金が主な収入である人たちにとって、後見人への報酬の支払いが壁となって、制度の利用が進んでいません。成年後見制度利用に要する費用の個別給付による制度の創出等、制度利用の普及促進策を検討すべきです。

6. 障害者虐待防止法の制定ならびに障害者権利条約の批准について

知的障害がある人や精神に障害のある人に対する権利侵害や虐待を防止する法制度の整備が急がれます。子ども、高齢者の分野では、既に虐待防止法が制定されていますが、未だに障害者虐待防止法が制定されていません。障害者権利条約の批准とあわせて一刻も早い制定を求めます。

7. 「障害」の表記見直しに関して

障害者制度の改革推進に関する基本的方針案の作成及び推進の他、法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討が行われることになっています。

「碍」を常用漢字に追加するよう求める動きについては多くの方が賛成し、「碍」が追加されれば、当法人としても「障碍」と表記することにいたします。

以上のことから、法令等における「障害」の表記のあり方に関する検討に当たっては、「障碍」を候補とされるよう求めます。

8. 入院中の付き添いに対する居宅介護等の利用について

障害のある人が医療機関に入院した場合、それまで自宅で利用していたホームヘルパー等のサービスが利用できなくなり、付き添いが必要な場合、すべてが家族に負わされることとなります。しかし、自宅で介助等を受けていた人は入院中においても必要なため、その分もすべて家族が負うことには、そもそも無理があります。自宅でホームヘルパー等の支援を受けていた人は、入院中においても継続して利用できるよう制度を改正すべきです。